

鳥取県緊急雇用経済対策について

経済通商総室
企画調査チーム

1 目的

現在の厳しい経済・雇用状況、さらに直面する円高・デフレ状況を踏まえ、景気回復を確かなものとするため、12月8日、国において「明日の安心と成長のための緊急経済対策」が示された。

県においても、緊急雇用経済対策本部会議を開催し、「鳥取県緊急雇用経済対策」を策定しました。

2 国の「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の概要（12月8日閣議決定）

具体的な対策（6本柱）により景気回復を確かなものとする。

◆財政支出総額：7.2兆円（事業費24.4兆円）

①雇用〔国費0.6兆円、事業費0.6兆円〕

- 雇用調整助成金の要件緩和
- 新卒者支援の強化
- 地域社会雇用創造事業の創設

②環境〔国費0.8兆円、事業費4.1兆円〕

- エコ消費3本柱の推進

家電エコポイント制度の延長（平成22年末まで）

エコカー補助の延長（平成22年9月末まで）

住宅版エコポイント制度の創設（エコ住宅の建設、エコ住宅へのリフォーム）

- 森林・林業再生の加速

③景気〔国費1.7兆円、事業費18.6兆円〕

- 「景気対応緊急保証」の創設
- セーフティネット貸付等の延長・拡充
- デフレ下の実質金利高への対応策

④生活の安心確保〔国費0.8兆円、事業費1.0兆円〕

- 現行高齢者医療制度の負担軽減措置
- 新型インフルエンザ対策の強化

⑤地方支援〔国費3.5兆円、事業費3.5兆円〕

- 地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等の支援
- 国税収入の減少に伴う交付税減少額の補てん

⑥国民潜在力の発揮

- 幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革
- 構造改革特別区域（特区）制度の活用

3 第4回鳥取県緊急雇用経済対策本部会議の開催

(1) 日 時 12月9日(水) 13:30~14:30

(2) 出席者 知事、副知事、各部局長、教育長、企業局長、病院事業管理者、警察本部、各総合事務所長 外

4 県の緊急雇用経済対策・・・資料

①速やかな雇用の創出

緊急雇用創出（基金）事業を活用し、県による直接雇用及び民間による雇用を創出（100人以上の雇用の創出を目指す）

i) 県による直接雇用

- ・県庁及び地方機関において事務補助職員を直接雇用（雇用人数は調整中）
- ・県の個別事業を進めるため、50人の雇用の創出を目指す

ii) 介護施設の雇用支援

介護施設において失業者等を雇用し、働きながら介護資格（介護福祉士、ヘルパー等）を取得するための研修を受講する場合、その取組みを行う介護施設への支援により25人の雇用の創出を目指す

②新規高卒未就職者への支援

i) 労働局と連携した求人要請

ii) 新規高卒未就職者を対象とした職業訓練（11月補正予算案提案中）

米子・倉吉高等技術専門校でパソコン技術、簿記等資格取得の短期訓練

③離職者の就業支援

○就職支援体制の強化

i) 県立高等技術専門校の就職支援員の増員

米子・倉吉高等技術専門校の就職支援員を各1名増員

ii) 人材確保コーディネーターの増員

「とっとり高度人材『燐然』プラン」の受講生に対する就職支援のため4人増員

○離職者対象訓練の充実

i) 県立高等技術専門校の離職者対象訓練の前倒し実施（11月補正予算案提案中）

来年度実施予定の訓練のうち求人人数の多い分野について3月から実施

ii) 「とっとり高度人材『燐然』プラン」人材育成研修の追加実施

研修希望者の多いビジネススタッフ育成研修等の追加実施

④企業活動への融資による支援

「鳥取県経営活力再生緊急資金」融資枠の拡充

・融資枠：80億円→180億円（企業自立サポート事業の融資枠残を組替）

⑤公共事業の追加実施

○国の「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の「5. 地方支援（1）地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等の支援（交付金5,000億円）」の活用

○「とっとりバイオフロンティア」の整備促進の検討

⑥年末の相談窓口の設置

○求職中の生活に困窮している方への生活総合相談窓口の設置

○事業者の資金繰り・経営相談等窓口の設置

⑦県営住宅への入居

解雇等により社員寮等から退去を余儀なくされる求職者への県営住宅の提供

・募集戸数 13戸

⑧その他の取組み

i) 商工団体・農林水産団体等とのトップミーティングの開催

県の緊急雇用経済対策に関し、商工団体・農林水産団体等から直接意見を伺うため、「とっとり経済産業活性化トップミーティング」を12月25日に開催

ii) 国補正予算等の速やかな執行

国の補正予算案件について、経済雇用対策を速やかに実行するため、国会等の審議状況を勘案しながら対応を検討

鳥取県緊急雇用経済対策

平成21年12月14日
鳥 取 県

世界経済は、昨年秋のリーマンショックに端を発した金融危機により同時に突入し、我が国製造業は、未だかつて経験したことのない生産の落ち込みを経験した。

本県においても、製造業を中心に受注環境が急激に悪化し、それに伴い、雇用情勢も急速に悪化してきた。今のところ生産は持ち直しつつあるが、雇用情勢は回復の兆しも見えず、低調に推移している。

また、政府のデフレ宣言に象徴されるように、県内消費も低迷を続け、消費者物価は急速に低下している。県内経済は、依然として下振れリスクを抱えており、県内企業、県民は先行きの見えない不安定な状況にある。

このような状況の中で、鳥取県は県民の皆さまの雇用・経済状況の改善、年末の生活総合相談、事業者の皆さまの経営相談等を進めるため、緊急雇用経済対策を策定する。

なお、このたびの緊急雇用経済対策は既存制度の運用、既存予算の活用の範囲で実施できるものを中心としており、国の2次補正に関連して県として実施すべきものは、速やかに追加対策として本年度内の実施を目指す。

(対策項目)

1. 速やかな雇用の創出
2. 新規高卒未就職者の就業支援
3. 離職者の就業支援
4. 企業活動への融資による支援
5. 公共事業の追加実施
6. 年末の相談窓口の設置
7. 県営住宅への入居
8. その他の取組

具体的な対策

1. 速やかな雇用の創出

厳しい雇用情勢に対応するため、国の雇用関係基金の活用も図りながら、県機関による直接雇用、及び、民間による雇用を進めるための対策を講じる。

100人以上の雇用の創出を目指す。

(1) 県による直接雇用

○事務補助職の雇用

県民の皆さまへの雇用の場の提供、並びに施策の円滑な実施を確保するため、鳥取県庁及び地方機関において、事務補助職員を採用する。

年内に募集開始し、1月から順次雇用できるよう準備を進める。

*雇用人数は調整中だが、昨年末の取組では33人を雇用。

○個別事業推進のための雇用

県が実施している個別事業を進めるため、緊急雇用創出（基金）事業を活用し、50人の雇用の創出を目指すこととし、年内から順次雇用する。

主な事業 子育て応援パスポートカード等更新事業、生涯スポーツ関係アンケート調査データ入力作業、新型インフルエンザ・特定疾患対策事業等

(2) 介護施設の雇用支援

介護施設での雇用と介護人材育成のための資格取得を進めるため、介護施設が失業者等を雇い入れ、働きながら介護資格（介護福祉士、ヘルパー等）取得のための研修を受講する場合、緊急雇用創出（基金）事業を活用し、その取組を支援する。25人の雇用の創出を目指す。

2 新規高卒未就職者の就業支援

本県の雇用情勢は緩やかに改善しているものの10月の有効求人倍率は0.51倍と依然として厳しい状況にある。

特に、10月末の新規高等学校卒業予定者の求人状況は、県内求人数が582人と前年同期に比べ43.3%減少。内定状況は、内定者数616人、内定率53.5%と、前年同期を16.4ポイント下回る状況である。

このため、企業への求人要請を強化するとともに未就職者を対象とした職業訓練を実施する。

(1) 労働局と連携した求人要請の強化

県、県教育委員会及び労働局において、企業を訪問し求人の要請を行っているところであるが、当初予定の100社を200社以上に拡大して実施する。

昨年の採用実績がある企業に加えて、採用の可能性の高い企業に対しても要請するほか、求人の多い介護、福祉、医療分野については、求職者数の状況を踏まえて求人要請を行う。

(2) 新規高卒未就職者を対象とした職業訓練

米子高等技術専門校及び倉吉高等技術専門校において、新規高等学校卒業生のうち就職が決まらない者を対象として1年程度の短期訓練を4月に実施するため、年度内から募集及び職業訓練のカリキュラム作成等の準備を進める。

職業訓練の内容

訓練内容 パソコン技術習得、簿記等資格取得

定 員 40人(各専門校 20人)

* 11月議会に補正予算案提案中。

3 離職者の就業支援

県内の雇用情勢は厳しい状況が続いている、県立高等技術専門校では訓練を前年度比3.5倍に定員を増やし実施しているところであるが、就職支援体制の強化及び離職者対象訓練の前倒し実施等により、速やかな就業に結びつくよう取り組む。

○就職支援体制の強化

(1) 県立高等技術専門校の就職支援員の増員

米子高等技術専門校及び倉吉高等技術専門校の訓練生の就職支援を強化するほか、来年4月受け入れる県内新規高卒未就職者への就職支援にも対応するため、3月より両高等技術専門校の就職支援員を各1名増員する。

(2) 人材確保コーディネーターの増員

「とっとり高度人財『燐然』プラン」による人材育成研修の受講生のうち、未就職者約500人へのさらなる就職支援を強化するため、人材確保コーディネーターを来年1月から4名増員配置する。

人材確保コーディネーター増員配置計画

- ・商工労働部雇用人事総室 2名を4名へ
- ・中部総合事務所県民局 2名を3名へ
- ・西部総合事務所県民局 2名を3名へ

○離職者対象訓練の充実

(1) 県立高等技術専門校の離職者対象訓練の前倒し実施等

早急な就業に結びつけるため、米子高等技術専門校及び倉吉高等技術専門校が民間委託により実施予定の来年度訓練のうち、求人数の多い分野については3月から実施する。

また、雇用保険の失業給付が受けられない離職者に対しては、訓練期間中に訓練手当を支給する。

前倒し実施する訓練コース等

コース	定員	訓練期間	実施地区
ビジネス系	20人	3~5月	東部
介護系	15人	3~4月	中部
ビジネス系	20人	3~5月	西部
計	55人		

さらに、来年度の民間委託離職者訓練についても4月から開始できるよう年度内から募集を開始する。

* 11月議会に補正予算案提案中。

(2) とっとり高度人財『燐然』プラン人材育成研修の追加実施

「とっとり高度人財『燐然』プラン」による人材育成研修のうち、研修希望者の多いビジネススタッフ研修等を追加して実施する。

また、雇用保険の失業給付が受けられない離職者に対しては、受講奨励金(日額3,530円)を支給する。

追加する研修内容

研修名	地域	定員	研修期間	募集期間
ビジネススタッフ育成研修	東部	20人	1月から2月	12月から1月
	東部	20人	1月から3月	12月から1月
	西部	16人	2月	12月から1月
機械設備メンテナンス技術者育成研修	東部	20人	2月	1月
	西部	20人	2月	1月
計		96人		

4. 企業活動への融資による支援

県内経済は生産面で持ち直しつつあるが、雇用情勢は厳しく、依然として下振れリスクを抱えている状況ではあるが、企業が求めるニューマネーへの需要に対応するため、本年10月に創設した「鳥取県経営活力再生緊急資金」の融資枠を拡充する。

鳥取県経営活力再生緊急資金融資枠拡充の概要

融資枠の拡充 現80億円を180億円に拡充

運用開始 平成21年12月14日

- ・融資枠の拡充は、企業自立サポート事業の融資枠残を組替え
- ・融資対象者 国のセーフティネット保証5号の規定に基づく中小企業者等
- ・融資限度額 8千万円
- ・融資期間 10年以内（うち据置期間 3年以内）
- ・融資利率 1.43%（変動利率）
- ・信用保証 全保証付き、保証料率：0.45～0.80%（3段階）

5. 公共事業の追加実施

- 国の「明日の安心と成長のための緊急経済対策」に盛り込まれた「5. 地方支援（1）地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等の支援」による新たな交付金等を活用し、橋梁補修、森林路網整備等県内経済への効果のある小規模な公共事業を実施する。

* 次期通常国会での審議経過、本県への配分額等を見ながら計画作成予定。

- また、国の21年度第1次補正予算で措置された文部科学省事業「地域産学者共同研究拠点整備事業」が政権交代による見直しにより大幅に減額され、施設整備費の確保が困難となっている「とっとりバイオフロンティア」については、新たな交付金や既存基金の活用を前提に建設に向けた準備を開始する。

6 年末の相談窓口の設置

求職中の方等が安心して生活が送れるよう、広範な内容に関して対応する生活総合相談窓口を設置する。

また、事業者の皆さまの資金繰り等経営相談窓口を設置する。

○求職中の生活に困窮している方への生活総合相談窓口の設置

項目	内 容
実施日	12月29日(火)、30日(水)(2日間)
実施方法	面談対応 (ハローワーク、福祉事務所、生活環境部、鳥取県社会福祉協議会が参加対応)
実施場所	県内3カ所(県庁・中部総合事務所・西部総合事務所)
実施内容	○職業相談(ハローワーク) ○住宅手当・生活保護相談(福祉事務所) ○公営住宅の空き情報提供(生活環境部) ○生活福祉資金貸付等の相談・手続き案内等(社会福祉協議会)

国を中心とした取組み(調整中)

○ワンストップサービスディ(労働局主体:求職中の困窮者対策)

- ・日 程: 12月18日(金)(西部)、22日(火)(中部)、25日(金)(東部)
- ・場 所: 県内3カ所(場所:鳥取・倉吉・米子ハローワークでそれぞれ1日)
- ・実施内容: 上記表に加え、多重債務、心の健康相談を実施

○事業者の資金繰り・経営相談等窓口の設置

項目	内 容
実施日	12月29日(火)、30日(水)
実施機関及び対応内容	・県(商工労働部) ⇒ 面談及び電話相談 ・商工団体(商工会議所、各商工会産業支援センター、中央会) ⇒ 窓口開設 ・信用保証協会 ⇒ 窓口開設 ・日本政策金融公庫、商工中金 ⇒ 窓口業務時間延長(18時まで)等
実施場所	・県: 県内3カ所(県庁・中部総合事務所・西部総合事務所) ・商工団体等はそれぞれの事務所
実施内容	・県: 県制度融資、関係機関の紹介など ・商工団体等: 資金繰り等融資・経営相談

国を中心とした取組み(調整中)

○ワンストップサービスディ(中企庁主体:中小企業支援)

- ・日 程: 12月第3週、4週目のうちのいずれか1日開催、及び12月28、29日のいずれか1日開催。計2日開催。
- ・場 所: 鳥取商工会議所
- ※各県1カ所が原則も、2カ所開催(鳥取・米子)も検討中【経産局】
- ・参加団体: 県、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会、中小機構、地域力連携拠点・事業承継支援センター、ハローワーク等

7. 県営住宅への入居

勤務先を解雇されたり、雇用契約期間満了による雇止めに伴い、それまで入居していた社員寮等から退去を余儀なくされる求職者（県内に住所を有する者又は県内の事業所に勤務する（又は勤務していた）者に限る。）に対して、引き続き、当座の生活の場として県営住宅の提供を行う。

○ 募集住戸

地 域	団地名	所 在 地	戸 数
東 部	東 浜	鳥取市浜坂四丁目9-1	3
	ひばりが丘	鳥取市浜坂四丁目5	6
中 部	米 田	倉吉市米田町724-2	1
西 部	永 江	米子市永江240	3

*応募状況を見ながら、さらに15戸を提供

○ 入居要件等（以下の要件のいずれにも該当する者）

- (1) 既に失業状態にある者又は申込日から1ヶ月以内に離職することが決定している者等
- (2) 離職理由：解雇又は雇用契約期間の満了による雇止め
- (3) 離職時期：申込日の1年前以降
- (4) 喪失に係る住居：自身が借り受ける賃貸住宅又は社宅・社員寮等
- (5) 常用雇用に向けた就職活動を行なうこと
- (6) 失業給付金の受給限度額（30日換算）1.5万8千円

○ 使用期間 1年以内（事情により6ヶ月の延長あり）ただし、使用期間中に再就職先等が決定した場合は決定後3ヶ月以内に退去

○ 使用料 募集住戸により7,200円／月～11,200円／月
ただし、ルームシェア（2名1室）を選択した場合はその半額

8. その他の取組

（1）商工団体、農林水産業団体等とのトップミーティング開催

早急に実施すべき経済雇用対策に関して、県内商工団体、農林水産業団体等関係機関の皆さまから直接意見を伺うため、「とっとり経済産業活性化トップミーティング」を12月25日に開催する。

（2）国補正予算等の速やかな執行

次期通常国会で審議予定の補正予算案件について、経済雇用対策を速やかに

実行するため、国会等の審議状況を勘案し、県議会の協力をいただきながら対応を検討する。

また、「とつとり経済産業活性化トップミーティング」でのご意見に基づく施策や、その他の経済雇用対策についても、速やかに実施できるよう対策を講じる。